事業系廃棄物とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち「産業廃棄物」を規定し、それ以外を「一般廃棄物」に区分しています。

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例では、産業廃棄物以外の事業活動に伴って生じた廃棄物を「事業系一般廃棄物」と規定しています。また、市の処理施設の機能に支障が生じない範囲で、処理することが必要と認められる産業廃棄物を「併せ産業廃棄物」として規定しています。

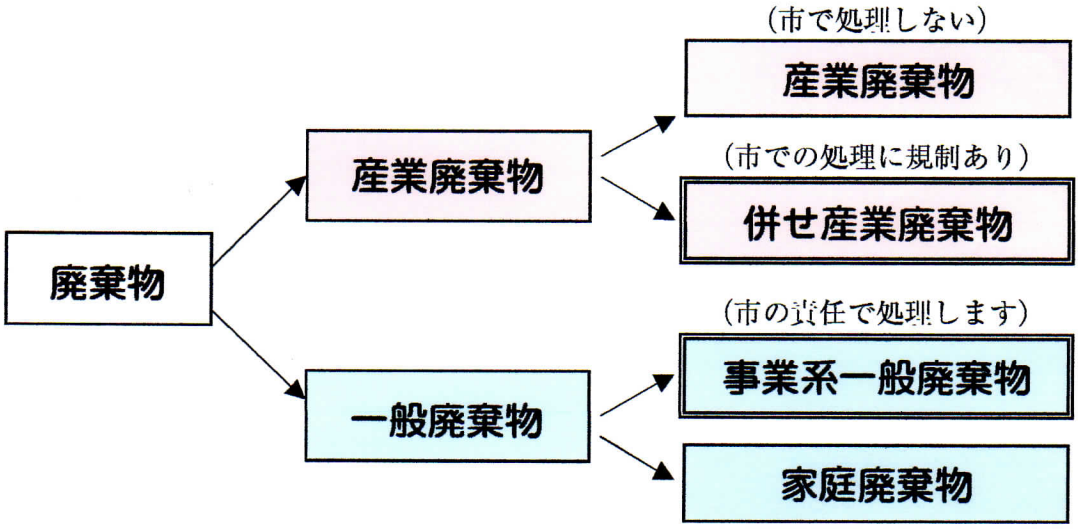

■産業廃棄物 （法第２条、施行令第２条）

あらゆる事業活動に伴うもの

①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず及び陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん

特定の事業活動に伴うもの

⑬紙くず ⑭木くず ⑮繊維くず ⑯動植物性残さ ⑰動物系固形不要物 ⑱家畜のふん ⑲家畜の死体 ⑳上記の産業廃棄物に該当しないもの

■併せ産業廃棄物 （条例第 39 条）

市の処理施設の機能に支障が生じない範囲において、一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物。具体的には「廃プラスチック類」、「ゴムくず」、「金属くず」、「ガラスくず及び陶磁器くず」等を指す。

ただし、かん、びん及びペットボトルを除くものとする。

■事業系一般廃棄物 （条例第２条第２項）

事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物。具体的には、「生ごみ」「紙くず」「木くず」「繊維くず」等を指す。